

流山市農業委員会
令和8年第9回
総会議事録

令和8年8月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和8年第9回総会議事録

- 1 期 日 令和8年8月10日(月)
- 2 場 所 流山市役所第301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 3番 大作 忠夫
5番 矢口 優子
- 5 出席農業委員(委員11名)
 - 1番 森田 元彦
 - 2番 高城 美佐代
 - 3番 大作 忠夫
 - 5番 矢口 優子
 - 6番 池田 操代
 - 7番 鈴木 亨
 - 8番 金子 孝博
 - 9番 中嶋 清
 - 10番 小菅 康男
 - 11番 岡田 長政
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員1名)
 - 4番 鈴田 徹
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)
 - 1地区 松島 健
 - 2地区 山崎 日出男
 - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)
 - 1地区 染谷 光伸
- 9 書記名 事務局主任主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 秋元 忠勝
事務局次長 染谷 晃
事務局次長補佐 水落 朋子
- 11 会議目次
 - 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 1
 - 議案第41号 農用地利用集積等促進計画の決定について 3
 - 議案第42号 農地所有適格法人報告書の提出について 4
 - 報告第28号 転用許可に伴う工事完了の報告について 5
 - 報告第29号 専決処理の報告について 6

▲開会 午後4時00分

○水代会長 ただ今から、令和8年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

なお、4番 鈴田委員、染谷推進委員から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

3番 大作委員、5番 矢口委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主任主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第42号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの3議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第28号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から報告第29号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第40号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和8年8月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は流山市小屋にお住まいの方で、職業は農業です。

申請地は、小屋の畑1筆、面積571平方メートルです。

申請事由は、自宅から近く耕作可能なため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、1ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地は、東武野田線江戸川台駅の南西約1.3キロメートルに位置している畑1筆、面積は571平方メートルです。

申請理由は、以前から権利者が申請地の管理をしていたことから、土地所有者から売買の話があり、自宅から近く耕作しやすいため、所有権を移転しようとするものです。

売買価格は、50万円です。

申請地の畑は投影している写真のとおり、草刈り済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は382平方メートルです。

農業従事者は3名で、農業従事日数は280日です。

申請地ではネギやホウレン草を耕作する予定とのことでした。

今後も、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第1番(森田委員) 申請地を以前から管理していたという説明でしたが、権利者の経営面積は382平方メートルということなので、経営面積には含まれていないということでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 経営面積には含まれていませんが、以前から管理していたとのことでした。

◆第1番(森田委員) ありがとうございます。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第40号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第41号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第41号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画について審議を求める。

令和8年8月10日提出

今月の申請は9件です。

議案1番の権利者は、流山市西深井に所在する農地所有適格法人です。

申請地は、西深井の畑1筆 面積775平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は2ページと3ページに掲載していますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番から議案書5ページの9番までは、権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、中野久木の畑19筆 合計面積14,768平方メートルと、南の現況畑9筆 合計面積2,541.57平方メートルです。

利用権の設定期間は、全て実質更新により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図は、4ページと5ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第41号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、9件です。

1番ですが、実質更新により5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に所在する農地所有適格法人です。

経営面積は約4.2ヘクタールです。

申請地につきましては、写真のとおりで、草刈済みの状態でした。

次に、2番から9番の権利者が同一のため、一括して説明いたします。

全て実質更新により5年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は22歳です。

経営面積は約7.3ヘクタール、農業従事者は6名、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、中野久木の畑は投影している写真のとおりで、おおむね耕作済みです。

南の畑についても、投影している写真のとおりで、耕作済みです。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。
報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第1番(森田委員) 今回5年間更新するわけですが、前の契約から賃借料は上がっていますか。

○水代会長 暫時休憩します。

(午後4時13分休憩)

○水代会長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎事務局(染谷次長) 賃借料は更新前と同額です。

○水代会長 よろしいですか。

◆第1番(森田委員) はい。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第41号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第42号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第42号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和8年8月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されていることから、提出があったものです。

今回、報告があった法人は、流山市西深井に所在する農地所有適格法人です。

事業年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

確認書の表に、令和8年6月29日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、

この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、田0.19ヘクタールと畑4.05ヘクタールの合計約4.2ヘクタールです。

法人形態は、非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産および農作業等の受託です。

売上高は、全体の100%が農業に関する売り上げで占めておりました。

議決権数は100株であり、農業の常時従事者が51株を所有しています。

また、業務執行役員の過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は2名で、従事日数は、256日と193日で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の6ページから8ページになります。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第42号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人 要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 昨年度から経営面積が減っていますが、合意解約などがあったのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 合意解約については確認できませんが、減少理由は農地台帳の面積精査によるものです。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第28号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第28号

転用許可に伴う工事完了の報告について
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和8年8月10日 報告

今月の工事完了報告は1件です。

本件は、令和8年2月の総会で審議がなされ、令和8年2月16日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の10ページと11ページにございます。

7月22日に小菅委員と岡田委員に現地を確認いただきました。

現地確認した際の写真につきましては、スクリーンに表示しておりますので、併せて御参照ください。

今月の報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第29号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第29号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月10日報告

最初に1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月の3条の届出は、1件、1筆、面積608平方メートルです。

次に2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の4条の届出は、4件、6筆、合計面積3,153平方メートルです。

最後に議案書10ページ、3の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の5条の届出は、11件、19筆、合計面積4,537.58平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

下段には今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件、その他の建物施設用地が1件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が8件、マンションの区分所有が1件、その他の建物施設用地が2件の届出がありました。

今月の報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和8年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後 4 時29分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和8年8月10日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

大伴忠夫

流山市農業委員会 委員

矢口優子